

部外秘

服務規律の參考

昭二一九一八
法務調査部

一、從來軍紀を維持してゐた要素である軍人精神と軍律とは共に其の基礎を失つてゐる、而して前者は形而上のものであり、後者は形而下のものであつて後者に就ては既に之に關する諸法令の廢止で明かになつてゐる

軍紀維持の爲には兩者は深い關係を有し、殊に前者が其の根本をなしてゐたことは謂ふ迄もないことであるが、其の形而上の根基すら終戦に伴ふ本質的事實の前に自壊したせめて、今迄の精神的要素だけは今後の再建日本の爲の各面に發したいと言ふ希望も穿る逆の方向を辿りつゝあるのではないかとさへ懸念せられる状態であつて、現に復員官署に勤めてゐるものでも若い者の考へは從來の觀念では律せられないものがあり、殊に復員して社會に在る者に就ては其の急激なる

八

一

1863

變化に驚かされるものがある此の思想的變化は日と共に急速度を以て推移しつゝあり茲に形而上下に亘つて從來の舊規維持の基礎を失つたと述べた所以である之が現下後員官署の規律維持には勿論各種の服務に本質的な影響を及してゐることは當然である

そこで今後の規律維持は一應一般の官吏と同様な規範に於て其の基礎を求むることになるのであるが然し後員官署に於ては其の性質上相容れられない本質的の相違があることを否定出来ない即ち一般の官規維持の無形的要素は官吏としての責務や矜持は勿論特は官吏としての身分の保證や將來の榮達を含めての意も將來性のない後員官署の者には謂ふべくして求められないし又懲戒部面に就いても官吏懲戒の精神は凡そ今迄の觀念とは異り悪く言へば嚴正に適用されてをらぬと言つても過言ではない故に之を基礎としての規律を庶幾やることは望めないと言つてよい

現下幸じて規律維持の基礎となつてゐるものは道義心一外地の電人

や遺家族を考へ又大なり小なり戦敗の責任を考へて最後の奉公をなさんとするもの一と總てには當て嵌らぬ迄も生活上の異變との二つであらう、其の大切な道義心も社會情勢の激しい變轉に伴ふて逐次影を薄くしゆある

幹部の服務態度の迴弊には責任同應的のものが多い殊に面倒な仕事や下手をすると自分の身に禍が來ると言ふ様な仕事の面を通じて見たとき其の感を深くする

三 労働組合運動は四月頃の前後に於ては各所共に社會思潮の影響と人並進進に開進して下級者の不平が表面化し様相に差異とそあれ種々の問題を惹起したが現下に於ては一應表面平靜に歸してゐる然し客觀情勢が更に變化したり其の他懸條件が重なれば忽ち岩手地方世話部の工の舞を演ずることには必ずしも杞憂ではない
目下復員官署で労働組合法に基く職員組合を結成してゐるのは世話部だけであつて數指を屬するに過ぎない此等と雖も殆んど純然たる

生活層の擁護又は經濟的地位の向上を目的としてゐて思想的背景や思想運動の具に供せんとする様な傾向を見ない従つて組合を結成してゐる所でも部長なり上級幹部が假令出來ないにしても部下の今後の身の振り方や或は厚生の爲に努力を傾け又誠意を披瀝することに依り大した問題も惹起してゐない

官廳の組合運動に就ては近く立法化せられる勞働法に依り官吏としての活動制約が判然とし一應の結着は求め得らる様であるが然し本質的に於ては依然として割り切れない感情が残つてゐると言ふのは組合の結成を認め乍ら其の結成目的を達する爲の裏付けともなるべき御請行爲を封鎖された官廳職員組合が其の團結權や團體交渉權を擁護する爲に如何なる方向を今後迎へるかである

官廳職員組合を繞つての其の取扱特に團體協約の問題に就ては其の是非に關し色々意見もあらうが然し團體協約は現在に於ては勿論將來に於ても否定することは出來ない

復員官署内の組合運動に就ては前に大要を述べたが今後の趣向としては三つのことが考へられる

其の一は官廳運動の先端として之を利用すること

其の二は組合を通じて復員官人や遺家族に呼びかけ思想運動に利用すること

其の三は復員官人に呼びかけ黨の完全崩壊とも謂ふべきか個人精神の完全抹殺を圖ること

謂ふ迄もなく此等は共產黨活動に依るものであつて共產黨が選舉運動や黨の聲明を出す場合の外は独自の活動に依ることなく多くは組合組織を通じて活動してゐることに想到せば十分に首肯し得るものである

而して其の一に就ては都官、國鐵の業務管理とさきの盛岡の業務管理を連観して共通性、一貫性ある「イデオロギー」を看取し得るのであつて今後と雖も官廳運動として何か新しい軌程を考へたとき

世話部に働き掛け其の先端を切りせることは世話部の脆弱性とも脱み合せ考へさへれる其の二は社会革命の前衛であり其の三は新日本建設の基盤の探殺とも謂ひ得て兩者は互に關連してゐる
そこで此の後二者と關連し是非考慮してをかねばならぬことがあふ
争れは此の次に述べる今後の資本問題である多量失業者の發生に依る社会的危機を捉へて社会的混亂の誘導を企圖し得と思考せらるゝ
共産黨の策動であつて其の助成の手段として舊軍内軍人關係や遺家族を繞つての卑劣誘導より社会混亂への誘導即ち敗戦に益き日毎に身にしみつゝある現官の諸相を捉へ軍人や遺族に國家、國軍より裏切られたと言ふ感情を醸成し或は又連れて復讐する外地軍人と既復員軍人の個人的經濟的地位を繞つての反感より抗争の誘起等既に國家、國軍に對する鬱積爆發への誘導の爲の基盤を復員軍人に最も接し易い地方世話部に組合の組織的構成に依り植へ付けて置くことであるやうして此の活動は共産教育を受けて歸ると思はれる

「ソ」聯關係復員山人等の使喚に依つて一層活潑となる
而してその組合の結成を促進さすものは先きに述べた團體協約の締
結であつて此の締結の狙ひは一つで足りる即ち今復員官署で多くの
者が最も懸念してゐることは官署廢止後の身の振り方である此の身
の振り方に就て協約に依り保障を取り而も此の保障は組合を結成し
て初めて成立することを何れかの某世話部が協約を成立せしめて宣
傳したら相當の動搖が全副世話部に惹起することは明かである、
即ち表面は純正なる組合運動を偽裝し表面には其の組合組織を通じ
て共產黨の企圖する舊軍部内の争刺延いては社會混亂へ導く爲に利
用し得ることば假令世話部其のものが協約が成立し一應個人の身の
保護は得たとするも此の爲に利用し得る機会や問題は今後隨時起き
てくる稍と穿つた觀察であり舊軍部内の争刺なんか手撻ないことを
避けて一足跳びに大衆運動に持つて行くかも知れぬが復員官署とし
ての立場からこうした観方もあり之が杞憂に終れば結構であるし又

1869

世話部は地方官の所屬ではあるが其の官署の性格上復員局としても當然考慮してをかねばならぬと思ふ

三 復員官署内に於て今尙終戦後の軍需物資処分や軍關係の金銭処分等を纏つて部内に陰影を投してゐる所がある此等は多くは自己の今後の生活安定と言ふ私心的な問題が基礎となつてゐるから部下に弱點を握られ或は相互の妬恨反感となり延ては一致の和を害し職務にも悪い影響を來してゐる然し此等は終戦直後放漫なる措置をとつた一部の殘滓である様だが一般に今後の生活の安定と云ふ點に就ては上下を問はず懸念してゐるのは深刻な事實であつて今後の就職問題は獨り復員官署其のものに止らず復員軍人全般の重大なる問題であることは多言を要しないのであるが此の復員軍人の生活問題から前に述べた如く舊軍内官人關係等の争刺延いては社會的混亂への誘導と云ふ危険なる一因子が包蔵されてゐることも考へさるべきである

既復員軍人の就職状況に就ては明かなる資料を得ないが當然多くの

1870

者は不安定の状況にあると思ふ然るにも拘らず避れて復員する者の中には内地にゐた將校は一生食へるだけのこと終戦のどさくさに乗じてしてゐると公言してゐる復員官署に残つて残務の整理に苦勞してゐる者に對してすら就職と云ふ見地から反感を抱く様にもなつて來たそれ程生活問題を繞つては深刻になつてゐる

既復員軍人がこんな眼で見られてゐるのであるから終戦後一部軍人で特に軍を背景として自己の地位を利用し生活安定を獲得してゐる者が非常に目立ち他面こりした分子に對する監視の眼は彼等が經濟的地位を確立し他の特に辛酸を嘗めて今から歸る外地復員者との懸隔が大きくなるに併ひ一層甚しくなり舊軍内に於ける反目延いては争烈の因となるであらう之に乘ずるのは共產黨で而も此の争烈は共產黨の獨局の目的ではない之を社會的混亂への導火線にする爲である

其の乘すべき機は軍需補償打切に伴ひ大量の失業者の放出される明

春以降で而も「ソ」聯に於て十分に教育を受けて復員する數十萬の
國人は一層油を注ぐことにはなる可能性が大である
日本を繞つての米、蘇の關係、「ソ」聯と共産黨との關係を考へた
とき日本を「ソ」聯や共産黨の思ふ様にする爲にはどうしても一應
社會的混亂を起さねば目的を達し得ないことは明瞭であつて而も早
道であることは十分に納得し得るから斯うした問題も今後考慮を拂
ふべきであると思ふ

四 復員官署中繁忙を極めてゐる所と暇の多い所との差が大なる嫌があ
る之は逐次全般の服務をいゝ加減に行くもので又外地の殘務整
理として残つてゐる者の服務状態が同一場所の他の官署に悪い影響
を與へてゐる場合もある、要するに復員の進捗に伴ひ機構、人員等
も當然整理さるべきである

五 服務規律を維持する爲人事の適正が根本であることは謂ふ迄もない
而して此の人事の問題も上級幹部におかるとべきは當然であつて責任

感の強い腹のある上級幹部を必要とする

六 不要業務の整理、不要人員の整理、仕事と給与の一致等を圖ること
は大切である特に用のない者、餘り仕事をしない者があつては服務上
一般に悪影響を及ぼすのは當然で規律維持の観点からも困る又業務は
少いが必要な人は囑託とし且其の給与を合理的にする等はもつと徹
底して整理する必要がある即ち規律維持の観点からは少數精銳主義
の望ましいのは當然であるが業務の關係上相當の人員を必要とする
ものもあり又外地より復員した者の足溜りも考慮することも必要な
場合があるので一層仕事と給与との關係を適切嚴正に律することが
必要を所以である